

# 「療養費支給申請書（立替払等）の書き方」

## ■記入上の注意

- 下記の「申請書の記入例」を参考にもれなくご記入ください。
- 申請者は、「世帯主」です。「世帯主」以外の口座に振込みをする場合は、「世帯主」自筆の「委任状」が必要となりますので、作成のうえ提出してください。
- 申請書は、入院、外来、月ごと、医療機関ごとにそれぞれ1枚必要です。

## ■申請書の記入例

別記様式第9号（第3条関係）

障・乳・子・親 国民健康保険療養費支給申請書												
保険者番号	1	3	8	0	5	7	記号番号	05-	□□・△△△△			
療養を受けた被保険者	②	氏名	文京 花子					世帯主との続柄	妻			
	個人番号											
	生年月日	○○年○○月○○日										
療養等を受けた保険医療機関等	③	名称	国保病院					⑤				
傷病名	④	感冒（かぜ）				負傷の原因	1 労働災害・第三者行為 2 1以外					
診療月	⑥	○○年○○月				診療分						
療養費の支給申請をした具体的な理由	⑦	1 資格確認書等を持たずに医療機関等を受診した 2 遅って文京区国保の加入手続をした（遅れた理由） 3 補装具の保険契約がなかった 4 他の健保等に医療費の返還をしたため 5 海外の医療機関で受診した（渡航の目的） 6 その他（）										
	資格取得日	届出日	証明発行	療養に要した費用								
	【在留期間】～】						円					
文京区長 殿 上記のとおり証明書類を添えて申請します。 支給額は下記振込口座に振込みをしてください。 ⑧ ○○年○○月○○日												
世帯主住所	〒112-8555 文京区春日〇丁目〇番〇号	電話	03-□□□□-△△△△									
世帯主氏名	文京 太郎			個人番号								
窓口に来た人（該当に○）	世帯主	同一世帯員	代理人	氏名	文京 花子							
備考												
振込先金融機関				預金種類	口座番号			名義人氏名（フリガナ）				
⑩ 文京	銀行	支店	シビック	1 普通	2 当座	3 貯蓄	4	2	3	4567	ブンキヨウ タロウ	
金融機関番号	1 2 3 4	店番号	9 9 9	文京 太郎								

① マイナポータル、資格確認書、資格情報のお知らせに記載の記号・番号を記入してください。

記号=05・(2桁)

番号=(4桁)

枝番=(2桁)

\*枝番が記載されていない場合、記入は不要です。

② 療養を受けた被保険者の氏名、生年月日、個人番号および世帯主との続柄を記入してください。

③ 療養を受けた医療機関等の名称を記入してください。調剤の場合は、薬局名を記入してください。

④ 診断書等に記載されている傷病名を正確に記入してください。なお、診断書等を見ることができない場合は記入不要です。

⑤ 負傷した原因に○をしてください。  
1の労働災害、第三者行為に該当する場合、原則として保険給付はできません（国保給付係にお問合せください。）。

⑥ 診療月を記入してください。

⑦ 資格確認書等を使えなかった理由に○をしてください。  
2、6の場合、理由も記入してください。

⑧ 申請書に記入した年月日を記入してください。

⑨ 「世帯主」の郵便番号、住所・氏名・個人番号・電話番号を記入してください。

⑩ 「世帯主名義」の預金口座事項を記入してください。ゆうちょ銀行の場合は「振込用の口座」事項を記入してください。

なお、世帯主以外の口座に振込む場合は、別に世帯主自筆の委任状が必要となりますので、作成のうえ提出してください。

金融機関番号および店番号が不明の場合は、記入不要です。

## ■申請に必要なもの

1. 療養費支給申請書
2. レセプト  
※レセプトは傷病名・処置内容等の記載がある診療内容の明細書です。医療機関で会計時に発行される診療明細書とは異なります。
3. 領収書
4. 世帯主の預金口座（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号のわかるもの）
5. 世帯主または受診者のマイナ保険証又は国民健康保険資格確認書
6. 窓口へお越しになる方の本人確認書類
7. 世帯主と受診者のマイナンバー確認書類

## ■注意事項

1. 保険の給付対象とならない消費税額等は支給されません。
2. 申請期間は療養を受けた日の翌日から2年間です。
3. 申請できる方は、受診時点において文京区国民健康保険に加入している方です。
4. 申請者は世帯主です。世帯主以外の口座に振込みを希望する場合は、世帯主自筆の委任状が必要です。
5. 国民健康保険資格取得日から14日を過ぎて加入手続きをしている場合、原則、国民健康保険の資格開始届出日以降の診療分のみ申請できます。
6. 提出された申請書は、審査機関へ送付して医療処置が適切であったかを審査します。このため、申請時から3か月ほど後に世帯主の口座に振込となります。

## ■受付窓口およびお問い合わせ先

文京区役所 国保年金課 国保給付係 文京シビックセンター11階 南側 ①番窓口  
〒112-8555 東京都文京区春日1丁目16番21号  
電話番号：03-5803-1193